

## ○桑名市地域自立支援協議会条例

平成26年3月24日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者が安心して地域で暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、関係者が共同して地域生活に関わる課題を協議するため設置する桑名市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワークの構築に向けた協議に関する事項
- (2) 桑名市障害者計画及び障害福祉計画に関する事項
- (3) 障害福祉サービスの推進及び調整に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者関係団体が推薦した者
- (2) 社会福祉団体が推薦した者
- (3) 桑名市自治会連合会が推薦した者
- (4) ボランティア関係団体が推薦した者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

4 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会及びワーキンググループ)

第7条 協議会は、特定の事項について協議を行うため、専門部会及びワーキンググループ等を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(桑名市地域自立支援協議会委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後、平成28年3月31日までの間に委嘱される桑名市地域自立支援協議会の委員の任期は、この条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。